

第1章 総論

第1節 計画の概要

1 計画の目的背景

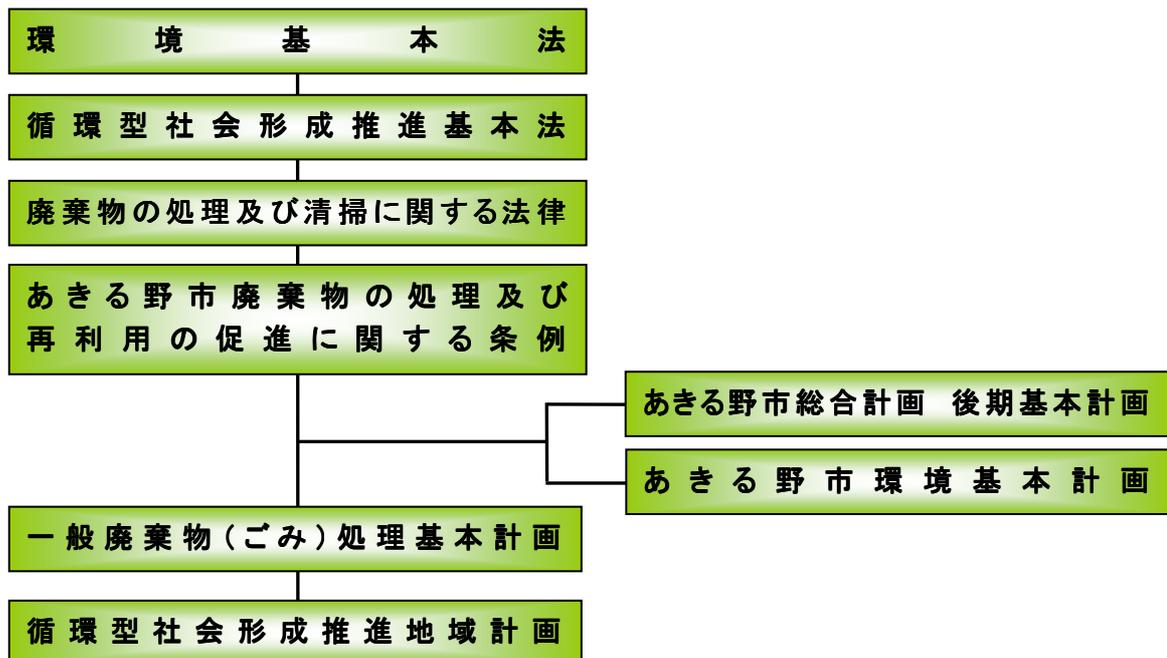
環境省が策定した「ごみ処理基本計画策定指針（平成20年6月）」において、一般廃棄物処理基本計画は、10年から15年先に目標年次を置き、おおむね5年ごと若しくは前提諸条件の変動による見直しを行うこととされています。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市はその区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めることが義務付けられています。

本市のごみ処理については、あきる野市、日の出町、檜原村の3市町村で昭和48年7月に設立された西秋川衛生組合で行ってきたところでありますが、平成23年10月から奥多摩町が加わり4市町村による一部事務組合となりました。また、現在の中間処理施設の更新に伴い、流動床式ガス化溶融炉（平成26年度稼働予定）、リサイクルセンター（平成28年度稼働予定）が整備されるとともに、最終処分場の掘り起こし再生事業が計画されるなど本市の廃棄物処理に大きな転機が訪れています。

こうした状況を受けて、近年の廃棄物処理を取り巻く社会情勢及び地域特性を考慮した新たな基本方針・施策を盛り込んだ「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改定を行います（前回の計画は、平成18年12月に策定しています。）。

2 計画の位置付け

本計画は、国及び東京都の計画並びに本市の上位計画である「あきる野市総合計画 後期基本計画」及び「あきる野市環境基本計画」との整合を図り改定するものであり、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化及び適正処理に関し、長期的、総合的な方向性を示したものとします。



3 計画期間及び目標年度

計画期間は平成24年度から平成38年度までの15年間とし、目標年度を15年後の平成38年度（2026年度）とします。中間目標年度については、おおむね5年ごとの見直しを予定しているため、平成28年度（2016年度）としました。

なお、本市を取り巻く社会経済状況の大きな変化や新たな環境問題等、予期し得ない変化が生じた場合も、随時、見直しを行います。



4 国・都及び市の動向

(1) 国における取組

循環型社会の形成を目指して、「循環型社会形成推進基本法」（基本的枠組み法）を制定し、併せて関連する法律の整備を行っています。

廃棄物・リサイクル関連法体系を図1-1-1に示します。

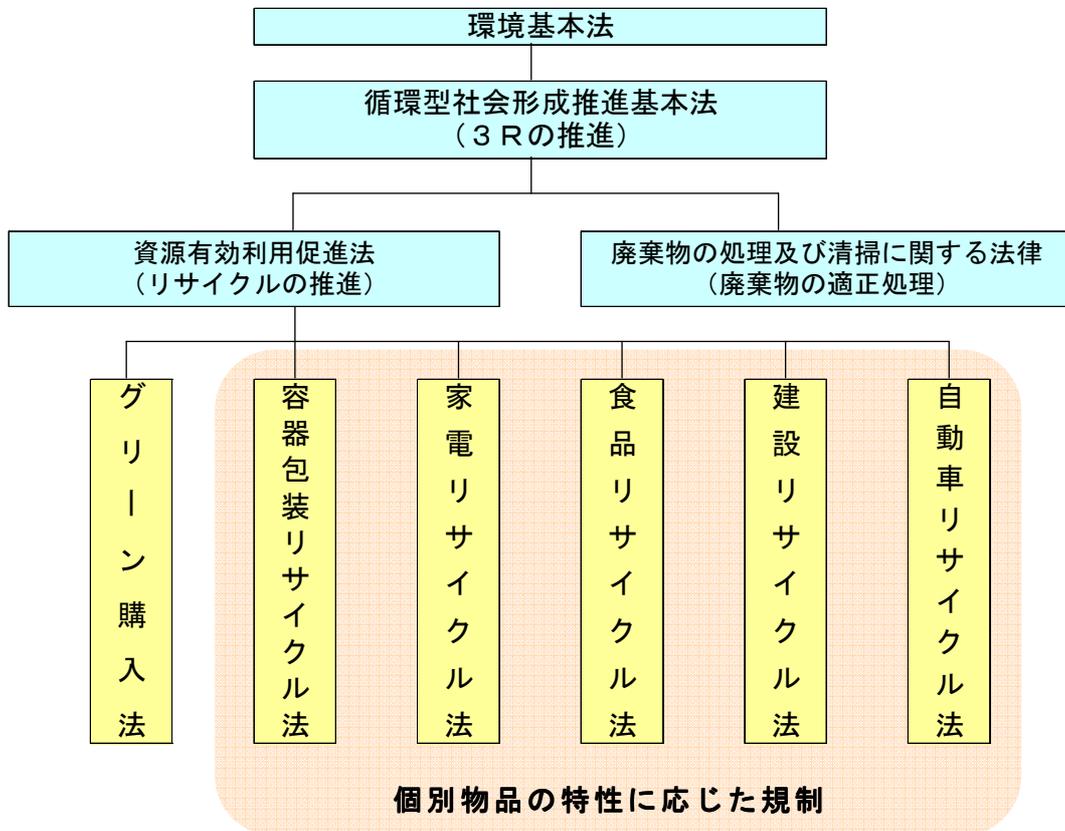


図1-1-1 廃棄物・リサイクル関連法体系

(2) 東京都における取組（東京都廃棄物処理計画）

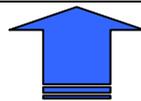
東京都廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づいて策定する計画で、都の廃棄物行政の基本的な方向を示すものです。

東京都廃棄物処理計画においては、計画期間を平成23年度から平成27年度までの5年間とし、平成27年度における東京都の最終処分量を、平成19年度比30%減を目標に「3R施策の促進」、「適正処理の促進」、「静脈ビジネス[※]の発展の促進」を主要施策としています。

【計画目標】

平成27年度の最終処分量を平成19年度比30%減とします。

循環型社会の構築には、貴重な埋立空間をより長く使い続けることが必要です。このため、計画期間の最終年度である平成27年度までに達成すべき数値目標として、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量の減量目標を掲げ、その達成に努めていきます。



- **主要施策1 「3R施策の促進」**
 - ①発生抑制・リユースの促進
 - ②リサイクルの促進
 - ③3R効果の見える化
 - ④3Rの取組を支える体制づくり
- **主要施策2 「適正処理の促進」**
 - ①有害廃棄物の適正処理の促進
 - ②産業廃棄物の適正処理の促進
 - ③一般廃棄物の適正処理の促進
 - ④廃棄物処理施設の適切な管理運営
- **主要施策3 「静脈ビジネス発展の促進」**
 - ①優良な処理業者が優位に立てる環境づくり
 - ②スーパーエコタウン事業の推進
 - ③共同技術研究の実施

※ 「静脈ビジネス」とは、産業活動に伴い発生（排出）した廃棄物等（不要物や使い捨てられた製品）を適正なりサイクル又は適正な処分・回収等を行っている産業です。

(3) 本市の取組（環境基本計画）

「あきる野市環境基本計画【改訂版】」は、あきる野市環境基本条例第8条に基づき策定され、持続的発展が可能な社会の実現に向けて、『歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野』を望ましい環境像とし、その実現に向けた施策や、市民・事業者・市の三者の役割についてまとめています。

また、重点的に取り組むべき施策として生活環境分野で資源を循環させることを挙げています。

ア 体系的な循環型システム構築の推進

買物や消費の在り方の見直し（グリーン購入）を含めて、ごみの発生抑制やリサイクルを一連のシステムとして捉え、必要な取組を進めていきます。

(ア) グリーン購入・ごみの発生抑制の推進

- a グリーン購入の推進（考え方や商品等の紹介・PR）
- b 省資源（レジ袋削減、簡易包装等）・ロングライフ（長寿命）化の推進（情報提供・意識啓発）
- c エコショップ認定制度の検討
- d リサイクルフェアの実施
- e 廃食油石けんづくりの普及
- f 生ごみリサイクルの促進（生ごみ堆肥化容器購入費補助・EM菌バケツ貸出し）
- g 省資源型経営の推奨

(イ) 資源循環型のシステムづくり

- a ごみの戸別収集・有料化
- b 資源集団回収の実施
- c ペットボトル等拠点回収実施
- d 新たなリサイクルシステムの検討
- e 剪定枝等のリサイクル方法の検討
- f 放置自転車リサイクルの実施

イ 環境に配慮した収集・処理の推進

環境に配慮した収集・処理を進めるために、引き続き、効率的な収集ルートを選定、収集車への低公害車の導入検討、清掃工場の適正管理とダイオキシン類の発生抑制などの対策を講じていきます。